

平成15年12月19日(金曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	椋津博	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第4回定例会

平成15年12月19日(金)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 3号 平成14年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 4号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 5号 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 6号 平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 7号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 8号 平成14年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 9号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第10号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第11号 平成14年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 議第61号 寒河江市一般廃棄物減量等推進審議会設置条例の一部改正について
- 〃 11 議第62号 寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 〃 12 議第63号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- 〃 13 議第64号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 14 議第65号 市道路線の認定について
- 〃 15 議第66号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 16 請願第4号 中学校給食の実施を求める請願
- 〃 17 陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情
- 〃 18 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 決算特別委員長報告
- 〃 19 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成15年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開

午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、12月1日及び9日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、認第3号から日程第17、陳情第1号まで、17案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第18、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名中6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第66号及び陳情第1号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第66号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号法務局職員の増員に関する陳情書を議題とし、担当職員による陳情文書を朗読の後、質疑、意見に入り、一たん休憩して意見交換を行い、会議を再開いたしました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「不況の時代ということで、民間企業はリストラを行っており、国も国家公務員の定数削減を年次計画で行っている。今の社会経済情勢も含めながら判断すると、陳情書は採択すべきでないと思う」との意見がありました。

委員より「事務量が基本的にふえている中で、国会でも請願が審議され、採択されてきた。それにもかかわらず解決されていない現況からすると、陳情書の願意は妥当であり、採択すべきだと思う」との意見がありました。

委員より「1968年以来、人員がふえず、むしろ減っている状況の中で、登記事務や作業量がふえている社会背景をもとに人員を確保してもらえないかという陳情で、聞き取りや調査を行い審議すべきと思う」との意見がありました。

陳情第1号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時35分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第61号、議第62号、請願第4号の3件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第61号寒河江市一般廃棄物減量等推進審議会設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号中学校給食の実施を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、紹介議員から補足説明を受けて審査に入りました。

主な意見について申し上げます。

委員より「食は人間の起点であり、親子としての当然の権利ととらえ、親が子のために食事をつくったり一緒に食べたりすることが今の時代、大切なことであり、その意味で願意妥当でない」との意見がありました。

また、委員より「前回の教育委員会のアンケート結果を見ても、子供たちの栄養バランスのために中学校給食は必要だとの回答が多く、今は当時に比べさらに飽食の時代になっており、子供たちの体のことを考えると、採択すべきである」との意見がありました。

委員より「食の基本は家庭です。朝、家族みんなで一緒に食事をとり、弁当をつくり、子供に持たせてやることで親子のきずながはぐくまれる。そして親も子も食事の大切さ、物の大切さを学び、さらに子供は家庭の味、母親の味というものを学んでいくのです。ですからこの請願には賛成できない」との意見がありました。

また、委員より「請願の趣旨はわかるが、この請願運動の前に、まず母親としてやるべきことがあるはず。今のお母さん方は、食事とは何かをもっと真剣に勉強すべき。学んで理解してからであればこの請願が生きてくるが、今の段階では甘えにすぎない。議員として寒河江の将来を考えたとき、今の状況でこの請願を認めるわけにはいかない」との意見がありました。

また、委員より「『食事は家庭から』というのはわかるが、それが厳しい世の中になってきており、家庭でも当然頑張るけれども、その不足分をフォローする意味で給食は必要だ。また中学校時代に給食を通して食を学ぶということは大切なことであり、ほかの中学校でも実施しているところがふえてきているという実情も考慮すべき。合併の問題もあり、この請願は採択すべき」との意見がありました。

また、委員より「確かに子供たちを取り巻く環境が大きくさま変わりしており、親と子のきずなというものが希薄になりつつあるように思う。このような時代、必ずしも親子のきずなをつくるのが弁当だとは言いきれないが、その一つの手段として重要であると思う。今真剣に子供のことを考えるべきときであり、人任せにははいけない。現時点ではこの請願に賛成できない」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第63号、議第64号、議第65号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第63号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「横道みずき団地線の延長距離には、平成16年度完成予定部分を含むのか」との問いがあり、当局より「含みます」との答弁がありました。

議第65号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。18番内藤決算特別委員長。

〔内藤 明決算特別委員長 登壇〕

内藤 明決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月16日午前9時30分から本議場において委員19名中18名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成14年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 身体障害者住宅整備資金貸付金元利収入の不納欠損額の実態について、1. 市税収納率の県内他市との比較について、1. パックドールの税込について、1. 仕事と家庭両立支援特別事業の状況について、1. 不在者投票の場所について、1. 介護予防等拠点整備事業の繰越内容について、1. 私学助成の該当者数について、1. 特別職の退職金について、1. 交際費の官官接待について、1. 基金積立金額、地方債額に照らしての決算の見解について、1. 最上川寒河江緑地の実施設計と詳細設計について、1. 紅花の丘の農道完成と活用について、1. 西村山視聴覚教育協議会について、1. 社会福祉協議会に委託している市独自の福祉政策について、1. 公債費の件数と利率について、1. 生け垣等緑化奨励事業での維持管理指導についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第4号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第5号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第6号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 国保税の歳入の増、収入未済額の増について、1. 失業や病気で支払えない方の救済制度について、1. 滞納者への保険証の交付状況についてなどの質疑に対し当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第7号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成14年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第8号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成14年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 判定ソフト改定の中身について、1. 痴呆症の方の判定ソフト導入について、1. 県内及び全国で介護保険料の減免をしている実態についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第9号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第10号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第11号平成14年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第11号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第19、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案どおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決いたしました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

佐竹敬一議長 討論に入ります。佐藤陽子議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成討論です」の声あり）高橋勝文君。（「反対討論です」の声あり）川越孝男議員。（「原案に対して賛成です」の声あり）柏倉議員。（「反対です」の声あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論の申し出がありましたので、これより順次発言を許します。

会議規則第52条の規定に基づき反対討論から行います。

12番高橋勝文議員。

〔12番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 私は、平成7年から議員に当選しまして、この間、9年目になりますけれども、さまざま議場でも学校給食に対して勉強をさせてもらいました。そして明治22年、山形県で学校給食が最初に開始されたということで、給食の原点が山形県にあると、そのようにも勉強させてもらいました。さらに国民健康保険の制度も、これも山形県が発祥の地だと、このようにも勉強させてもらいました。

学校給食の経過を見ますと、平成3年ころから寒河江市で話題になってきたということで、かれこれ十二、三年経過したと、このように資料等を見まして、思っておるところであります。

今回も請願が出されました。その中を見まして、さらに、議員生活の約9年間の中で考えた点を申し上げたいと、こう思っております。

私は、学校給食を論ずる際に、いろいろな視点があると思いますけれども、最低限、行政の財政面で私は学校給食を問うものではないと。学校は人間形成の場なんだと。それ以上に家庭は人間形成の場だと、このように思う一人であります。そういう一つの観点から、人間が生まれますと最初に何を親が与え、子供が何を要望するかということを考えてみますと、これは食であると、食べ物であると。栄養あるとかないとか、そういう問題ではないと。あくまでも人間として当然の行為なんだと、これをまず原点に私は学校給食を考えるべきであろうと、このように思う次第であります。

さまざま今日まで議論がなされた中で、ある方は「愛情弁当」などと表現された方もあったようであります。私は弁当は愛情とかそういうものでなくて、食べるための一つのものなんだと、食べる形態が一つのものなんだということで、中学校ぐらいの年齢になってくれば、自分で料理をつくったり、私はできる年齢になってくるであろうと、このように思います。親と子供と一緒に共同という一つの部分の中で弁当をつくったり、そして弁当以外に、夕食も朝食も食事をつくったりする、それが普通の家庭ではなかるうかと、このように思う次第であります。

今、子供を見てみますと、何が足りないかといえますと、私は創造力、料理も私は創造でつくるものだと、こう思っています。よって、中学校ぐらいになればそういう料理をつくと。そしてお母さんもお父さんも料理をつくるんだと。このような家庭こそ、そういう家庭から私は次代を担う人間が生まれてくるであろうと、このように思う次第であります。

さまざまな立場の中で学校給食に対する要望等があると思いますけれども、今からの子供を、そして日本を担う子供を私たちが育てていくという一つの観点に立ったときに、自己の目覚めも私たちは理解する必要があるのではなかるうかと、このように思っております。

そういう意味で、学校給食に対して請願が出ておりますけれども、学校給食については私は反対だと、このような立場で反対討論をさせていただきます。以上です。

佐竹敬一議長 16番佐藤陽子議員。

〔16番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 請願第4号中学校給食の実施を求める請願に対し、賛成の立場から討論いたします。

この請願は、「中学校給食をすすめる会」が、寒河江市でもぜひ中学校給食を実施してほしいと、寒河江市全域から集めた1万5,000余名の署名を添えて議会に提出したものです。

この請願を審査するに当たり、議員として考えなければならないことは、この請願が出された背景と実態を直視するこ

とだと思います。12年前にも同じ趣旨の請願が出されました。そのときは2度継続審査になりましたが、当時の文教委員会は、給食実施校の視察や学習を重ね、全会一致で採択をしています。

これまで中学校給食を実施しない理由として繰り返し言われてきたことは、子供の健康や食については家庭の責任であり、こういった時代だからこそ家庭の役割が大事であり、家庭の教育力を高めなければならないというものでした。

これらの議論はもっともな意見のように聞こえます。しかし、子供たちが安心して心を開き、身をゆだねることのできない家庭も少なくないという現実を直視する必要があると思います。その背景には、失業や倒産、家庭を顧みることのできないほどの労働強化、両親の離婚などがあり、個人の努力だけでは解決できない現実の中で、親も子も懸命に生きているのです。そんな家庭の子供がコンビニ弁当を持っていったとしても、だめな家族、だめな親と責めることは簡単ですが、問題の解決にはならないではありませんか。

文部科学省は、こうした社会現象の中で、子供たちの食生活の乱れが心身の健全な発達に悪影響を及ぼしていることを憂慮し、中学校においても給食を実施するよう促しています。また、子供たちが将来においても、食と健康についてみずから管理できる能力を身につけさせるために、栄養教諭を置くことと提起していることや、学校給食の内容についても、家庭の食事だけでは不足しがちなマグネシウムや亜鉛の摂取目標値を示すよう指導しています。

子供を持つ親たちが心から願っていることは、我が子が心身ともに健やかに育つことです。12月12日、中学校給食の実施を求める請願が文教厚生委員会で審査されました。この委員会には10名の市民が傍聴し、審査の内容を見守りました。傍聴した「すすめる会」の会員は、一様に審議内容と発言内容を厳しく批判しています。

請願に反対する意見の多くは、「家事は母親がしなければならない。どんなに忙しくても、どんなに生活が厳しくても、学校給食を望んだり、コンビニ弁当を持たせるなどは母親のすることではない」といった意見や「9割の母親は食の大切さを知らない。給食などを許したら、その不勉強な母親をだめにする。甘えを許してはならない」、「夜遅くまで働く母親が、コンビニで買って弁当に詰めると聞いたが、やる気を出せば、朝起きしてつくれるのではないか」など、男女共同参画社会の理念などへの無理解に大変驚くとともに、母親たちが勉強していないということに関して、中学校の母親委員会をしているある会員は「この間、市内各小学校の母親委員会では、それぞれ食に関する講演会を開催している。平成13年度には山口喜代美先生の『成長期における食生活の見直し』と題した講演会を、平成14年度には『生きる力と食育』と題して勉強会をしている。そういう事実を無視してああいふ発言をしているのだったら問題だ。9割の母親は食の大切さの認識が甘いとの発言は暴論だ」ともごも述べています。

請願に対しては、このような反対の意見が次々と出され、多数で不採択となりました。委員会の結論は、母親たちの願意を認めないというものでした。しかし、女性も男性と同じ条件で働くことが求められ、男性も家事や子育てを分担することが当然の時代です。母親だけにその責任を負わせることは間違っていると思いますし、親子のきずなや努力だけでは補い切れない食のバランスや安全性を給食に求めることは当然のことと思います。何よりも圧倒的多数の父母が中学校給食の実施を求めているという事実は、幾ら21名の議会の中では否決しても、消すことはできません。住民多数の要求に謙虚に耳を傾け、当局に実現を働きかけることが議会の使命であることを踏まえれば、今回の請願不採択の態度は、後々まで市民の批判を受けることと考えます。

以上のような理由から、私はこの請願の願意は妥当なものであり、採択すべきという意見を述べ、同僚議員の良識ある判断を強く願って討論とするものです。

佐竹敬一議長 11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 反対討論を述べさせていただきます。

私ごとで恐縮ですが、つい最近、長女が結婚しました。娘が嫁ぐ前の我が家は、毎朝5時前に、一緒に寝ている妻の目覚ましで始まります。5時過ぎに下の娘が朝食をとり、弁当を持って6時の電車で山形の高校に出かけます。ほとんど同時刻に上の娘が朝食をとり、7時過ぎに弁当を持って職場に出かけました。私たち夫婦はその後2人で朝食をとり、妻は家事を済ませ、職場に出かけていきます。これがつい最近までの我が家の朝のライフスタイルでした。

上の娘が嫁ぎ、少し寂しくなった我が家ですが、長女は職場の帰りによく寄っていきます。一番の目的は、母親に料理の作り方を教わるためです。娘の旦那は、24時間稼働の職場で週ごとに勤務時間帯が変わるとのこと。新婚生活とはいえ、なかなか一緒にいられる時間帯が合わないようで、そんな中で、だれに教わるともなく娘が考えたのは、旦那に弁当を持たせることのようにでした。母親のつくった弁当とどこが違うのか、どう調理すれば、どのように並べればおいしそうに見えるのか、栄養のバランスはどうすればよいのか、真剣に取り組んでいます。愛情表現、夫婦のきずな、健康管理、そして我が家の味を毎朝5時に起きて必死でつくろうとしています。何も言ったわけではない、教えたわけではない。ではなぜそういう行動に出たのか。考えられるのはただ一つ。母の背中を見て自然に覚えたものでしょう。こうしてみると、最低でもまだ1年半、弁当をつくり続けなければならない我が女房に「長い間御苦労さん」と褒めてやらねばと思います。

私たち夫婦、欠点だらけで、決して模範となるような親とはいえないと思いますが、最低限のことだけは教えることができたのかなと思っています。長女も来年には母になります。このままいってくれば、手前みそで親ばかかもしれませんが、何とか母親が務まるのではないのでしょうか。

つい1年半前まで、下の娘は中学生でした。弁当の時間は、友達と会話を楽しめる時間と言います。給食となれば、準備や後片づけなどで時間をとられ、友達との会話も少なくなるようです。娘に聞いてみました。「弁当はコンビニから買って持ってくる子がいるのか」と。「そんな友達は、家で特別なことでもあれば、1日、2日はあっても、まず、いないよ」と言っていました。安心しました。我が寒河江のお母さんたちの大半が、我が子のために頑張っておられる。

下の娘は中学からずっとソフトテニスをやっていますが、ほとんど食べ物もコンビニやファストフードなどは口にしません。スポーツ選手は持てる力を試合で最大限発揮するには、体づくりや技術を身につけることもさることながら、食生活も大切なことを知っているようです。こうして2人の娘を見ていると、改めて食の大切さを痛感します。

昨年からは学校完全5日制が実施されました。これまで以上に、限られた時間で同等の学力を身につけなくてはならない。子供たちも先生も大変です。こうした反面、自由な時間もふえます。一般質問でも申しあげましたが、ゆとりを与えることによって、この制度は一步間違えればもろ刃の剣になる可能性を秘めています。犯罪が過激に、そして低年齢化する傾向にあるのは御案内のとおり。ふえ続ける幼児虐待、登校拒否。あるお母さんは、登校拒否にかかった子供に弁当を毎日つくり、そんな母親の姿に感謝して、登校拒否を克服したという話も聞きました。やはり食は、あらゆる意味で生きることの原点です。

中学生は思春期真っただ中。IT産業などの急速な進展で、危険な誘惑の道しるべがあちこちに散在しています。父親が子供と接触する平均時間は1日27分、育てる親も時間的・精神的余裕がありません。いつ何どき子供が変わるかかわらない。こうした時代だからこそ、少しでも我が子とのスキンシップ、健康管理が大切なはず。お金を払えば何でも買える世の中です。どの食物に何が入っているのか、体にどんな影響を与えるのか、飽食の時代だからこそ、食の大切さを教えなければならないはず。季節のしゅんの食べ物は何か。自分の体に欠けている食物は何なのか。自分の年齢、体の状況に適した食物は何なのか。

私の信念として、道徳と衣食住の基本はやはり親が自分の背中を見せて教えるものと思います。世のお母さん、大変でしょう、御苦労さまで。しかし弁当をつくってください。お母さんがお腹を痛め、だれよりもかわいいあなたの子供には必要なんです。そして男どもよ、しっかりお母さんをサポートしなさい。逃げずにはいけない、女房任せばかりではいけない。（「そうだ」の声あり）いつかは親元を離れなければならない、だれよりもかわいいあなたの子供に、どんな環境になっても自分の足で立ち、自分で歩く、生きる力を教えるのは最大の親の務めだと思います。

1万5,000余名の署名を重く受けとめ、真剣に議論した中で、次代を担う大切な大切な子供たちの将来のために、市議会最大党派政策集団緑政会の総意として中学校給食には反対させていただきます。

佐竹敬一議長 次に、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 請願第4号中学校給食の実現を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

その理由は、一つは先ほど来討論の中でも出ていますように、多くの市民の強い要望があり、その要望にこたえる必要があるということが一つであります。

二つには、法律に基づき、国・県からも実施するよう指導されているということでもあります。

三つには、平成3年5月に出された同趣旨の請願が、同年12月議会で全会一致で採択されました。私も当時、1年生の議員としてその審議に参画をいたしてまいりました。先ほど佐藤議員からお話しありましたように、2回、6月、9月の定例会で継続審査になりました。私は1年生議員でありますから、先輩議員の皆さんも本当に勉強し合いながら、さまざまな角度から分析、検討をして、全会一致になったという経緯があります。

それを受けて、市の教育委員会は検討委員会を設置しました。市民の代表である議会が、中学校給食を実施すべきだという請願を採択し、議会の意思が決定されたわけでありますけれども、教育委員会はその実施方法について諮問したのではなくて、中学校給食の実施の是非も含めた諮問であったことから、教育委員会で実施したアンケート、生徒や児童、保護者などの多くの「実施をしていただきたい」というアンケート結果があるにもかかわらず、「現在のところ差し迫った必要性は見当たらない」との答申に基づき、市教育委員会は、寒河江市立中学校において完全給食は実施しないと結論づけたのであります。

しかし、この12年間、食事の重要性については、先ほど来、反対討論の中にもありました。極めて大切さが今力説され、これは社会問題にもなっているわけであります。県内でも、あるいは西村山地区内においても、おかず給食をも含めて中学校給食の実施校が拡大をしております。これは客観的に見て、その必要性がますます増大しているあらわれだと私は認識をいたします。（「そのとおりだ」の声あり）

四つには、今1市2町の任意合併協議会が設置され、協議中であります。その中で、中学校の給食については、現行のままと整理をされています。つまり朝日町と西川町はおかず給食、寒河江市はミルク給食のみの実施となっており、そのまま続けるということでもあります。そして市教育委員会は、これは差別や格差ではないというふうに言われています。それは確かにそれぞれの経過であって、しかし、合併した場合、一つの教育委員会になります。そうした場合に、教育的観点に立って中学校の学校給食は必要だということと必要でないということになってしまうわけであります。そうした場合に、教育委員会としての教育観点から見た場合、自己矛盾を抱え込むことは必至であります。これは明らかであります。

それから、五つ目には、行政はどういったサービスをすべきなのか。行政はどうあるべきかという観点であります。委員会審査では、先ほどの委員長報告にもありました。また、賛成・反対の討論の中にもあったわけでありますけれども、請願に反対された理由の中には「食事は人間の基本である。食事は人間にとって極めて大切なことであり、親子、家庭でそれらははぐまれるものである」ということがありました。また少年犯罪も含め、さまざまな現象が食事をおろそかにしている結果であるということも出されました。そしてまた「このことを今の母親の多くが認識をしていない、そういう勉強をしてこなかった結果である」ということも出されています。「給食にそれを求めるのは甘えである」といった意見などが出されました。

私は、食事の大切さは同感であります。家庭の中でそういうものがはぐまれるということも同感であります。しかし食事というのは365日、朝食、昼食、夕食があるわけであります。しかしそういう問題が、弁当を持参することですべての問題が克服されるというふうには思わないのであります。現在の母親の多くが食事についての認識が不足をしているとすれば、それをそのままにして指摘をするのではなくて、食生活改善運動やさまざまな活動を通じて、社会教育の分野で今のそういう認識が欠落しているお母さんやお父さんたちにも教育をすべきだというふうに、私は思うんです。

また、子供たちが母親になったときに、そういった指摘をされない父親・母親に育ててもらうためにも、学校給食を通じて食事についての教育・学習をすることが、給食を通じてさらに深められるものと思うのであります。

ちょっと話題を変えますが、老人福祉で見た場合、介護される人もする人も市民であります。もちろん介護は介護される人の立場に立って、なされなければならないなどということは、これは当然のことです。そういう立場で在宅介護の充実を図りながら、長年住みなれた自宅で、家族にみとられて終わるのが理想であります。

しかし現実には、施設入所の希望はたくさんあります。そして行政でも特別養護老人ホームなどの施設建設がなされているのが実態であります。幾ら理想でこうあるべきだというふうなことだけでなく、今市民が置かれている状況の中で、さまざまな意見があると思うんです。置かれている状況もさまざまあると思うんです。そういう中で、老人福祉で言えば、今申しあげた自宅で見とられるのが一番理想であります。しかし施設を行政がつくっている、この現実であります。

このように行政サービスは市民の目線に立って、理想に向かって現実的な要求解決を図りながら市民生活の向上を実現することが基本であり、より重要だと思っております。

そのような立場からも、児童・生徒・保護者を初め市民の多くの方々の願いである中学校給食の実現を求める請願に、同僚議員の皆さんの御賛同をいただくことを重ねて期待を申しあげまして、討論を終わります。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

原案について採決いたします。

本件は、原案を採択するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

陳情第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は原案について採決いたします。

本件は、原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。

発言の取り消し

佐竹敬一議長 この際、お諮りいたします。

16番佐藤暘子議員から、12月9日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したいとの旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、佐藤暘子議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

閉 会

午前10時41分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成15年第4回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

平成15年12月第4回定例会

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 石 川 忠 義

同 上 佐 藤 暘 子